環境調査の概要

【2023（令和５）年度　調査結果】

令和 7 年(2025)2 月

清瀬市

目次

１．大気汚染

大気汚染とは、事業活動や自動車の使用など人間の活動によってさまざまな汚染物質が大気中に排出され、大気が汚染されることをいいます。

発生源には、工場、事業場のボイラーや焼却炉などの燃焼活動によって発生する固定発生源と自動車などの移動発生源があります。

昭和 40 年代の工場による大気汚染は、ボイラー等の運転管理等の徹底や各種固定発生源対策により大幅に改善されてきました。

その後、自動車交通量の増大やディーゼル車の排出ガスが大きな原因となり、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準適合率は低い状況でした。平成 15 年 10 月からディーゼル車走行規制等を実施し、自動車排出ガス測定局の浮遊粒子状物質の年平均濃度がここ 10 年で半減するなど、都内の大気環境は確実に改善しています。

東京都は、平成 12 年より公害防止条例を改正し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例）が施行され、工場公害関連などの規制に、化学物質の適正管理、建築物の環境負担低減、自動車公害対策等が新規事項として追加されました。

また令和 2 年度以降、大気汚染防止法の改正が進み、建物の解体工事等に関するアスベスト飛散防止対策が強化されています。

（１）一般環境大気測定

東京都は、都内の大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法に基づき、住宅地域等に設置している一般環境大気測定局 47 局で大気汚染状況の常時監視を行っています。

清瀬市には郷土博物館に 1 か所、測定局が設置されています。

2023 年度（令和 5 年度）の清瀬市の大気汚染状況は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは環境基準を達成していませんでした。

〇東京都の環境基準の達成状況 2023（令和 5）年度

物　質　名	達　成　状　況
二酸化硫黄、一酸化炭素	すべての測定局で達成
浮遊粒子状物質	すべての測定局で達成
二酸化窒素	すべての測定局で達成
光化学オキシダント	すべての測定局で未達成
微小粒子状物質（PM2.5）	すべての測定局で達成

参照：東京都環境局「令和 5 年度大気汚染状況の測定結果」

○大気汚染物質の性状と環境影響

- **二酸化硫黄（SO_2）**

  石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄（S）が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われています。

- **一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO_2）、窒素酸化物（NOX）**

  窒素酸化物（NOX）は、ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO2）の形で構成されています。発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様です。発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されますが、大気中で酸化されて二酸化窒素になります。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。

- **一酸化炭素（CO）**

  炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られています。

- **浮遊粒子状物質（SPM）**

  浮遊粉じんのうち、10㎛（1㎛＝0.001 ㎜）以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管に沈着して呼吸器に影響を及ぼします。

- **光化学オキシダント（O_x）**

  大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか農作物や植物への影響も報告されています。

- **微小粒子状物質（PM2.5）**

  大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が2.5㎛（1㎛＝0.001㎜）の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいいます。粒子が非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

○大気汚染状況に関する環境基準の評価方法

● 短期的評価

環境基準と1時間値又は1日平均値とを比較して評価します。浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素及び光化学オキシダントの環境基準への適否について評価を行う際に使用します。

● 長期的評価

環境基準による大気汚染の評価手法には、測定結果の年間の平均値と環境基準値とを比較する「年平均値」と、測定結果のうち特定の値と環境基準値とを比較する「年間98%値」「2%除外値」があります。

年平均値 ：年平均値は、1年間に測定された欠測を除くすべての1時間値を合計した数値を、その年度での測定時間和で割り算して、最小単位（0.001ppm 等）未満を四捨五入して得られる算術平均値である。

年間98%値：1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1年間での最低値を第1番目として、低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて98%目に該当する日平均値。

2%除外値 ：2%除外値は、1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値。

○大気汚染に係る環境基準

物　質　名	環境基準
二酸化窒素（NO2）	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又は、それ以下であること。
遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m3以下であること。
微小粒子状物質（PM2.5）	1年平均値 15㎍/m3以下であり、かつ、1日平均値が 35㎍/m3以下であること。
光化学オキシダント（Ox）	1時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化硫黄（SO2）	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。

二酸化窒素：短期的評価はなく、長期評価の代わりに「98%値評価」を行

光化学オキシダント：長期的評価はなく、昼間の1時間値で評価する。

微小粒子状物質：日平均値を対象に98%値評価を行い、かつ、年平均値も評価対象とする。

○大気汚染物質測定結果の経年変化（年平均値）

測定地点：清瀬市上清戸

二酸化窒素 （ＮＯ２）	R1	R2	R3	R4	R5
清　瀬　市	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010
東　京　都	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012

浮遊粒子状物質 （ＳＰＭ）	R1	R2	R3	R4	R5
清　瀬　市	0.017	0.016	0.013	0.015	0.015
東　京　都	0.016	0.014	0.012	0.013	0.013

微小粒子状物質 （ＰＭ2.5）	R1	R2	R3	R4	R5
清　瀬　市	10.9	9.5	8.9	8.9	8.9
東　京　都	10.5	9.8	9.0	9.0	8.8

オキシダント （Ｏｘ）	R1	R2	R3	R4	R5
清　瀬　市	0.034	0.034	0.034	0.033	0.034
東　京　都	0.032	0.031	0.033	0.032	0.034

二酸化硫黄 （ＳＯ２）	R1	R2	R3	R4	R5
清　瀬　市	0.001	0.000	0.001	0.001	0.000
東　京　都	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

一酸化炭素 （ＣＯ）	R1	R2	R3	R4	R5
清　瀬　市	0.1	0.2	0.4	0.3	0.3
東　京　都	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3

参照：東京都環境局「令和５年度大気汚染状況の測定結果」

（2）主要道路の大気汚染調査

清瀬市では、大気汚染の実態を把握するため、市内調査場所を 10 か所として、3 年でローテーションを組み、自動車排出ガスによる大気汚染調査を実施しています。

令和 5 年度は、「けやき通り・中清戸地域市民センター」「小金井街道・せせらぎ保育園」「新小金井街道・ファミリーマート清瀬竹丘店」「志木街道・東星学園」で大気汚染調査を実施いたしました。

○自動車排出ガスによる大気汚染調査

調査期間：令和6年1月11日（木）10時～1月12日(金)10時

調査場所	けやき通り 中清戸地域市民センター （清瀬市中清戸四丁目847番地先）						気象条件		
	一酸化窒素 (NO) ppm	二酸化窒素 (NO2) ppm	窒素酸化物 (NOX) ppm	浮遊粒子状物質 (SPM) mg/m³	鉛 (Pb) ug/m³	浮遊粉じん濃度 (mg/m³)	風速 WS （m/s）	温度 Temp (℃)	湿度 RH (%)
最低値	0.003	0.014	0.017	0.009	0.002	0.051	0.1	-3.7	40
最高値	0.069	0.038	0.095	0.024			4.3	6.4	78
平均値	0.024	0.026	0.050	0.014			1.3	1.3	62

注1：参考として、近傍の常時監視測定局（清瀬市上清戸：一般局）の気象データ（風向・風速・温度・湿度）も併せて表示した。
注2：風速欄の「Calm」は、静穏（風速0.2m/s以下）を示す。

調査期間：令和6年1月11日（木）10時～1月12日(金)10時

調査場所	小金井街道(主24号線) せせらぎ保育園 （清瀬市中里1丁目1704番地先）						気象条件		
	一酸化窒素 (NO) ppm	二酸化窒素 (NO2) ppm	窒素酸化物 (NOX) ppm	浮遊粒子状物質 (SPM) mg/m³	鉛 (Pb) ug/m³	浮遊粉じん濃度 (mg/m³)	風速 WS （m/s）	温度 Temp (℃)	湿度 RH (%)
最低値	0.005	0.019	0.104	0.021	0.001	0.046	0.1	-3.7	40
最高値	0.073	0.032	0.104	0.021			4.3	6.4	78
平均値	0.027	0.024	0.052	0.016			1.3	1.3	62

注1：参考として、近傍の常時監視測定局（清瀬市上清戸：一般局）の気象データ（風向・風速・温度・湿度）も併せて表示した。
注2：風速欄の「Calm」は、静穏（風速0.2m/s以下）を示す。

調査期間：令和6年1月11日（木）10時～1月12日(金)10時

調査場所	新小金井街道（主15号線） ファミリーマート（丸萬清瀬竹丘店） （清瀬市竹丘2丁目14番地先）						気象条件		
	一酸化窒素 (NO) ppm	二酸化窒素 (NO2) ppm	窒素酸化物 (NOX) ppm	浮遊粒子状物質 (SPM) mg/㎥	鉛 (Pb) ug/㎥	浮遊粉じん濃度 (mg/㎥)	風速 WS (m/s)	温度 Temp (℃)	湿度 RH (%)
最低値	0.014	0.017	0.032	0.002	0.002	0.050	0.1	-3.7	40
最高値	0.150	0.039	0.182	0.013			4.3	6.4	78
平均値	0.051	0.028	0.079	0.008			1.3	1.3	62

注1：参考として、近傍の常時監視測定局（清瀬市上清戸：一般局）の気象データ
（風向・風速・温度・湿度）も併せて表示した。
注2：風速欄の「Calm」は、静穏（風速0.2m/s以下）を示す。

調査期間：令和6年1月11日（木）10時～1月12日(金)10時

調査場所	志木街道（主40号線） 東星学園 （清瀬市梅園3丁目14番地先）						気象条件		
	一酸化窒素 (NO) ppm	二酸化窒素 (NO2) ppm	窒素酸化物 (NOX) ppm	浮遊粒子状物質 (SPM) mg/㎥	鉛 (Pb) ug/㎥	浮遊粉じん濃度 (mg/㎥)	風速 WS (m/s)	温度 Temp (℃)	湿度 RH (%)
最低値	0.004	0.013	0.017	0.005	0.002	0.046	0.1	-3.7	40
最高値	0.093	0.032	0.124	0.029			4.3	6.4	78
平均値	0.027	0.023	0.050	0.016			1.3	1.3	62

注1：参考として、近傍の常時監視測定局（清瀬市上清戸：一般局）の気象データ
（風向・風速・温度・湿度）も併せて表示した。
注2：風速欄の「Calm」は、静穏（風速0.2m/s以下）を示す。

○自動車排出ガスによる大気汚染調査の経年変化

一酸化窒素（NO）	R1	R2	R3	R4	R5
けやき通り	0.005	0.006	0.009	0.019	0.024
志木街道	0.012	0.009	0.011	0.022	0.027
小金井街道	–	0.005	0.017	–	0.027
新小金井街道	–	0.008	–	–	0.051
柳瀬川通り	–	–	0.014	–	–

二酸化窒素（NO2）	R1	R2	R3	R4	R5
けやき通り	0.011	0.014	0.015	0.025	0.026
志木街道	0.014	0.014	0.015	0.023	0.023
小金井街道	–	0.013	0.016	–	0.024
新小金井街道	–	0.015	–	–	0.028
柳瀬川通り	–	–	0.015	–	–

窒素酸化物（NOX）	R1	R2	R3	R4	R5
けやき通り	0.017	0.020	0.024	0.049	0.050
志木街道	0.026	0.023	0.026	0.046	0.050
小金井街道	–	0.018	0.033	–	0.052
新小金井街道	–	0.023	–	–	0.079
柳瀬川通り	–	–	0.029	–	–

浮遊粒子状物質 （SPM）	R1	R2	R3	R4	R5
けやき通り	0.010	0.019	0.005	0.018	0.014
志木街道	0.012	0.021	0.005	0.018	0.016
小金井街道	－	0.015	0.011	－	0.016
新小金井街道	－	0.019	－	－	0.008
柳瀬川通り	－	－	0.008	－	－

鉛 （PB）	R1	R2	R3	R4	R5
けやき通り	0.007	<0.003	<0.003	0.011	0.002
志木街道	<0.003	<0.003	<0.003	0.011	0.002
小金井街道	－	<0.003	<0.003	0.001	0.001
新小金井街道	－	<0.003	－	－	0.002
柳瀬川通り	－	－	<0.003	－	－

浮遊粉じん濃度 （mg/㎥）	R1	R2	R3	R4	R5
けやき通り	0.029	0.030	0.041	0.060	0.051
志木街道	0.029	0.014	0.020	0.046	0.046
小金井街道	－	0.028	0.030	－	0.046
新小金井街道	－	0.029	－	－	0.050
柳瀬川通り	－	－	0.142	－	－

参照：東京都環境局「光化学スモッグ情報」

（３）光化学スモッグの監視

光化学スモッグは、光化学オキシダントの濃度上昇によって空気にもやがかかる現象のことです。自動車や工場からの排気ガス等に含まれる窒素酸化物と揮発性有機化合物が、紫外線を受けて化学反応を起こすと光化学オキシダントという物質ができます。

光化学オキシダント濃度が高くなると、目や喉に刺激症状を引き起こすほか植物が枯れるなどの被害をもたらします。

東京都では、大気汚染防止法及び環境確保条例に基づき、昭和 47 年に「東京都大気汚染緊急時対策実施要綱（オキシダント）」を定めています。現在は要綱に基づき、都内を 8 地域に分け、光化学スモッグが発生しやすい 4 月から 10 月までの間、基準測定点におけるオキシダント濃度が緊急時の発令基準以上になった場合には、光化学スモッグ注意報等を発令しています。清瀬市は、多摩北部地域・基準測定点（清瀬市上清戸）に属しています。

〇発令基準及び発令地域

発令基準	学校情報	オキシダント濃度 0.10ppm 以上で継続するとき
	予　　報	高濃度汚染の状況が予想されるとき
	注 意 報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上で継続するとき
	警　　報	オキシダント濃度 0.24ppm 以上で継続するとき
	重大緊急報	オキシダント濃度 0.40ppm 以上で継続するとき

発令地域	区　　部	区東部・区北部・区西部・区南部の 4 地域
	多 摩 部	多摩北部・多摩中部・多摩西部・多摩南部の 4 地域
多摩北部	基準測定点	武蔵野市関前・小平市小川町・西東京市田無町・東大和市奈良橋・清瀬市上清戸

〇東京都の光化学スモッグ発令状況の概要

7 月と 8 月は猛暑日（最高気温 35℃以上）の日が多く、平年と比べかなり暑い夏であったが、南風が吹き渡った日や大気の状態が不安定の日も多くみられました。

光化学スモッグ注意報の発令は 5 月 1 日、7 月に 3 日の合計 4 日で、過去 10 年の平均及び昨年より減少し、2012 年と並び過去最少となりました。一方、学校情報の提供日数は 19 日で昨年より 2 日増加しました。予報の発令日数は 1 日で、警報の発令はなく、光化学スモッグによる被害届もありませんでした。

参照：東京都環境局「2023（令和 5）年度の光化学スモッグの発生状況

〇光化学スモッグ注意報等の発令状況（令和5年度）

基準測定点：多摩北部（清瀬市上清戸）

月日	曜日	学校情報		予報		注意報		オキシダント最高濃度
		発令	解除	発令	解除	提供	解除	濃度
		時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	（ppm）
5月18日	木	13:20	16:20	－	－	－	－	0.117
6月 7 日	水	18:20	19:20	－	－	－	－	0.93
6月25日	日	15:20	18:20	－	－	－	－	0.110
6月26日	月	14:20	16:20	－	－	－	－	0.109
7月11日	火	13:20	15:20	－	－	－	－	0.101
7月14日	金	17:20	18:20	－	－	－	－	0.99
7月18日	火	16:20	20:20	－	－	16:20	19:20	0.127
7月25日	火	14:20	17:20	－	－	14:20	17:20	0.144
7月26日	水	12:20	17:20	10:20	14:20	14:20	16:20	0.150
9月13日	水	15:20	17:20	－	－	－	－	0.88
9月28日	木	15:20	19:20	－	－	－	－	0.109

資料：東京都環境局「光化学スモッグ情報」より

〇光化学スモッグ注意報等発令状況の経年変化・発令日数（多摩北部）

学校情報 注意報	R1	R2	R3	R4	R5
学校情報	18	11	11	9	11
注意報	6	4	2	3	3

（4）ダイオキシン類の調査

東京都では、ダイオキシン類による環境汚染状況を把握することを目的として一般環境大気中及び土壌中のダイオキシン類の調査を実施しています。

① 環境大気中ダイオキシン類調査結果 2023（令和 5）年度

単位：pg-TEQ/㎥

試料採取日＼調査地点	下宿地域市民センター
令和 5 年 5 月 17 日～　5 月 24 日	0.010
令和 5 年 8 月 18 日～　8 月 25 日	0.0092
令和 5 年 11 月 15 日～　11 月 22 日	0.012
令和 6 年　2 月 1 日～　2 月 8 日	0.013
平　均　値	0.011
環　境　基　準	0.6 以下

備考：毒性等価換算係数 WHO-TEF（2006）

参照：東京都環境局「2023（令和 5）年度東京都内における環境中のダイオキシン類調査結果について」

○環境大気中のダイオキシン類測定結果（経年変化）

ダイオキシン類（単位 pg-TEQ/㎥）	R1	R2	R3	R4	R5
下宿センター	0.019	0.012	0.022	0.013	0.011

参照：東京都多摩環境事務所「事業概要」令和 5 年版

備考：市内 3 ヵ所の測定値に大きな差が認められない為、調査ヵ所を削減する事とし、松山センター・野塩センターでの調査は令和元年から廃止とした。

②河川（水質及び水底の底質）中のダイオキシン類調査結果

東京都では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域におけるダイオキシン類による河川の汚染状況を把握することを目的として、平成 8 年度から調査を実施している。令和 5 年度における多摩地域の河川 16 地点の水質及び底質の調査結果では、全ての地点で水質の環境基準（1pg-TEQ/L）及び底質の環境基準（150pg-TEQ/g）を下回った

〇河川のダイオキシン類測定結果　　2023（令和 5）年度

地点名 / 河川名	水　質（単位：pg-TEQ/L）			底質（単位：pg-TEQ/g）
	春季	秋季	年度平均	
空堀川　梅板橋	0.063	0.063	0.063	2.3

参照：東京都多摩環境事務所「事業概要」令和 5 年版

【参考】

ダイオキシン類の環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 示）

一部改正　平成 14 年環境省告示 46 号

	基準値（平成 12 年 1 月 15 日から適用）
大気	0.6pg-TEQ/㎥以下
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下 （調査指数値 250pg-TEQ/g 以上）

参照：東京都多摩環境事務所「事業概要」令和 5 年版

備考：1「pg」（ピコグラム）は、1 兆分の 1 グラムのこと。

2　ダイオキシン類は、類似した 200 種類以上の物質の総称で、それぞれの物質の毒性が異なっている。このため、環境基準等への適否は、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い物質の濃度に換算した値（「TEQ」（ティーイーキュー）又は、「毒性等量」という。）により判断する。

3　大気及び水質（水質の底質を除く）の基準値は平均値とする。

4　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg/TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

２． 水質汚濁

水質汚濁とは、公共用水域（河川・湖沼・港湾・沿岸水域など）の水の状態が、主に人の活動（工場や事業場などにおける産業活動や、家庭での日常生活ほかすべて）によって損なわれる事や、その状態を指します。

河川水質の水質汚濁問題は、工場や事業場などの発生源規制などにより、ほとんどなくなってきました。

反面、地域の住宅化に伴う、生活排水による水質汚濁の進行は、公共下水道の整備などにより一時期よりかなり改善されてきましたが､1 年の調査のうち､月によっては､調査地点で環境基準を上回ることもあります。

〇水質調査項目用語

- **pH（水素イオン濃度指数）**
  水の酸性､アルカリ性を示す指標｡0 から 14 の間の数値で表現されています。pH7 が中性、小さくなるほど酸性、大きくなるほどアルカリ性であることを表しています。通常日本の河川の PH 値は 7.0 前後です。

- **BOD（生物化学的酸素要求量）**
  水中の汚濁物質の量について、それが微生物によって酸化分解される際に必要とされる酸素量をもって表したものです。値が大きくなるほど汚濁が進んでいることを示します。水質環境基準の代表的なもので、主に河川の有機性汚濁物質による水質汚濁指標として用いられています。

- **SS（浮遊物質）**
  水中に浮遊して溶解しない物質の総称で、水の汚濁状況を示す重要な指標のひとつです。河川に SS が多くなると、光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚類に悪影響を及ぼします。また、沈降堆積すると、河底の生物にも悪影響を及ぼします。

- **DO（溶存酸素）**
  水中に溶解している酸素のこと。酸素が水中に溶解する量は、気圧、水温、溶解塩類濃度により影響を受けます。1 気圧のもとで 20℃の清水には約 9 ㎎/L の酸素が溶解します。水が清純であればあるほど、その条件における飽和量に近くなります。また、日中、水中生物の光合成が行われると、DO は高くなります。

（１）河川水質調査

清瀬市には、柳瀬川、空堀川があります。これらの河川の水質を監視する為、毎月１回水質調査を実施しています。

平成 29 年に柳瀬川・空堀川の河川類型の見直しがあり、空堀川は類型Ｅ型からＡ型に、柳瀬川が類型Ｅ型からＣ型へと向上しました。これに伴い、それぞれの河川に適用される環境基準が変更されるとともに、空堀川には河川類型Ｂ型以上の河川に環境基準として適用されている大腸菌群数の調査が追加となりました。なお、令和４年度から大腸菌群の項目は、大腸菌数に変更になっております。（排水基準を定める省令改正）

令和５年度の調査結果では、有機性汚濁の代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）は、柳瀬川が 0.5 mg/L 未満～1.2mg/L、空堀川が - 0.5 mg/L 未満～0.5mg/L となっています。

○河川水質調査場所

河川名	No.	採　取　場　所	
柳瀬川	①	清柳橋	清瀬水再生センター上流（下宿三丁目）
	②	城前橋	下宿地域市民センター上流（下宿一丁目）
	③	日向橋	都営野塩団地西側（野塩二丁目）
空堀川	④	梅坂橋下流	明治薬科大学東側（野塩二丁目）
	⑤	前原橋	西武池袋線鉄橋上流（野塩四丁目）

○人の健康の保護に関する環境基準（27 項目）

項　目	基準値	項　目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ＰＣＢ	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

○生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目類型	利用目的の適用性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道１級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道２級、水産１級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道３級、水産２級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
C	水産３級、工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	－
D	工業用水２級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	－
E	工業用水３級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	－

※基準値は日間平均値とする。農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

①柳瀬川・清柳橋

月日＼項目	採水時刻	透視度（cm）	水温（℃）	気温（℃）	流量（m^3/s）	色相	臭気	水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）	浮遊物質量（SS）（mg/L）	溶存酸素量（DO）（mg/L）
4月27日	10:30	>50	18.2	19.0	0.93	淡：灰緑色	弱：川藻臭	7.6	0.7	8	11.2
5月18日	11:30	>50	22.5	30.5	0.92	淡：灰黄色	弱：川藻臭	7.2	1.2	4	10.7
6月19日	12:05	21	24.0	29.8	1.9	淡：茶色	弱：土臭	7.6	0.9	3	9.7
7月10日	11:00	>50	25.0	32.2	1.6	淡：灰黄色	無臭	7.8	0.6	<1	12.8
8月17日	12:00	>50	27.0	29.0	1.6	淡：灰緑色	弱：川藻臭	6.8	0.6	1	12.7
9月7日	11:10	>50	24.4	29.5	1.8	淡：灰緑色	弱：川藻臭	7.9	0.9	1	11.2
10月19日	11:00	>50	20.4	23.0	1.7	淡：黄緑色	弱：川藻臭	7.6	0.9	<1	9.3
11月14日	11:00	37	15.2	15.0	1.1	淡：灰茶色	弱：土臭	6.9	<0.5	7	11.2
12月8日	11:00	>50	13.8	11.0	1.1	淡：黄緑色	弱：川藻臭	7.4	0.8	1	11.9
1月5日	9:40	>50	10.6	5.0	0.53	淡：黄緑色	弱：川藻臭	7.5	0.9	2	10.9
2月8日	10:30	23	11.5	7.8	0.51	中：灰黄色	弱：川藻臭	7.4	0.7	25	11.8
3月4日	10:35	>50	11.9	11.1	0.51	淡：黄緑色	弱：川藻臭	6.8	0.9	5	12.5
平均値	－	>50	18.7	20.2	1.2	－	－	7.4	0.8	2	11.3
最大値	－	>50	27.0	32.2	1.9	－	－	7.9	1.2	25.0	12.8
最小値	－	21	10.6	5.0	0.51	－	－	6.8	<0.5	<1	9.3

定量下限未満（<）を含む平均値は、定量下限未満の測定値を0として算出

②柳瀬川・城前橋

項目／月日	採水時刻	透視度 (cm)	水温 (℃)	気温 (℃)	流量 (m³/s)	色相	臭気	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)
4月27日	10:00	>50	18.0	17.2	0.86	淡:灰黄色	弱:川藻臭	7.4	0.7	9	9.9
5月18日	11:00	>50	21.2	26.0	0.77	淡:灰黄色	弱:川藻臭	7.2	0.9	6	9.7
6月19日	11:15	8.5	22.3	28.1	1.8	中:茶色	弱:土臭	7.6	0.9	3	9.2
7月10日	10:30	>50	24.4	32.0	1.0	淡:灰黄色	無臭	7.8	<0.5	<1	10.8
8月17日	11:20	>50	27.0	32.5	1.2	淡:灰黄色	弱:川藻臭	7.2	<0.5	4	11.0
9月7日	10:40	>50	24.2	29.0	1.3	淡:灰緑色	弱:川藻臭	7.8	0.9	3	10.8
10月19日	10:30	>50	19.8	20.2	1.5	淡:黄緑色	弱:川藻臭	7.8	0.8	1	9.7
11月14日	10:20	7.5	14.5	11.0	0.83	中:灰茶色	弱:土臭	7.0	0.8	23	10.0
12月8日	10:00	>50	11.5	9.0	0.73	淡:黄緑色	弱:川藻臭	7.2	0.7	1	10.4
1月5日	9:00	>50	11.0	1.0	0.48	淡:黄緑色	弱:川藻臭	7.4	0.5	2	10.4
2月8日	9:50	15	10.8	5.5	0.47	淡:茶褐色	弱:川藻臭	7.5	0.8	34	11.5
3月4日	9:55	>50	11.0	10.5	0.46	淡:黄緑色	弱:川藻臭	6.8	0.6	5	12.8
平均値	－	47.3	18.0	19.9	1.0	－	－	7.4	0.5	8	10.5
最大値	－	>50	27.0	32.5	1.8	－	－	7.8	0.9	34	12.8
最小値	－	7.5	10.8	1.0	0.46	－	－	6.8	<0.5	<1	9.2

定量下限未満（<）を含む平均値は、定量下限未満の測定値を0として算出

③柳瀬川・日向橋

項目／月日	採水時刻	透視度 (cm)	水温 (℃)	気温 (℃)	流量 (m³/s)	色相	臭気	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)
4月27日	9:00	>50	16.0	14.2	－	淡:黄緑色	弱:川藻臭	7.5	0.9	3	10.5
5月18日	9:10	>50	20.2	26.0	－	淡:灰黄色	弱:川藻臭	7.1	0.9	5	10.2
6月19日	10:40	>50	21.4	27.8	－	淡:黄緑色	弱:川藻臭	7.5	0.9	1	11.3
7月10日	10:00	>50	24.0	34.0	－	淡:灰黄色	無臭	7.6	0.7	<1	11.0
8月17日	9:00	>50	24.0	30.5	－	淡:灰緑色	弱:川藻臭	6.6	<0.5	3	10.8
9月7日	9:00	>50	23.2	26.4	－	淡:灰緑色	弱:川藻臭	7.7	0.9	1	10.6
10月19日	9:35	>50	19.2	24.5	－	淡:黄緑色	弱:川藻臭	7.8	0.8	<1	9.8
11月14日	9:00	>50	13.5	10.8	－	淡:灰黄色	無臭	7.1	<0.5	3	9.4
12月8日	9:05	>50	11.0	7.0	－	淡:黄緑色	弱:川藻臭	7.0	0.8	2	11.2
1月5日	10:40	>50	11.0	6.0	－	淡:黄緑色	弱:川藻臭	7.4	0.7	2	11.3
2月8日	9:10	>50	8.2	5.6	－	無色透明	無臭	7.3	0.7	2	11.3
3月4日	9:30	>50	9.3	9.6	－	淡:黄緑色	弱:川藻臭	6.9	0.7	6	12.9
平均値	－	>50	16.8	18.5	－	－	－	7.3	0.7	2	10.9
最大値	－	>50	24.0	34.0	－	－	－	7.8	0.9	6	12.9
最小値	－	>50	8.2	5.6	－	－	－	6.6	<0.5	<1	9.4

定量下限未満（<）を含む平均値は、定量下限未満の測定値を0として算出

④空堀川・梅坂橋下流

項目 / 月日	採水時刻	透視度 (cm)	水温 (℃)	気温 (℃)	流量 (m^3/s)	色相	臭気	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
4月27日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5月18日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6月19日	9:25	>50	22.1	25.8	0.34	淡:黄緑色	弱:川藻臭	7.7	0.8	<1	8.7	220
7月10日	9:00	>50	24.5	28.2	0.003	淡:黄緑色	弱:川藻臭	7.5	0.7	<1	11.3	200
8月17日	10:00	>50	25.0	28.2	0.038	淡:黄緑色	弱:川藻臭	8.1	0.9	<1	9.8	250
9月7日	9:20	>50	22.5	25.0	0.025	無色	無臭	7.3	<0.5	<1	8.5	240
10月19日	9:10	>50	18.5	20.4	0.19	淡:黄緑色	弱:川藻臭	7.2	<0.5	<1	10.0	210
11月14日	－	－	14.6	13.5	0.018	無色	弱:川藻臭	7.7	<0.5	<1	10.7	220
12月8日	－	－	8.8	5.2	0.028	淡:黄緑色	弱:川藻臭	7.6	0.7	1	10.3	210
1月5日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2月8日	9:40	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3月4日	9:05	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
平均値	－	46.6	19.0	20.6	0.062	－	－	7.6	0.5	2	10.3	210
最大値	－	>50	25.0	28.2	0.19	－	－	8.1	1.7	13	12.5	250
最小値	－	19.0	8.8	5.2	0.003	－	－	7.2	<0.5	<1	8.5	180

定量下限未満(<)を含む平均値は、定量下限未満の測定値を0として算出

⑤空堀川・前原橋

項目 / 月日	採水時刻	透視度 (cm)	水温 (℃)	気温 (℃)	流量 (m^3/s)	色相	臭気	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
4月12日	9:50	>50	17.2	21.4	0.014	淡:灰色	弱:川藻臭	7.6	1.0	1	10.7	170
5月19日	10:30	>50	20.5	26.0	0.017	無色	無臭	7.3	0.5	<1	11.8	140
6月9日	9:50	>50	17.2	18.8	0.13	淡:黄緑色	弱:川藻臭	7.1	<0.5	<1	9.5	120
7月8日	9:30	>50	24.8	28.0	0.003	無色	弱:川藻臭	7.0	0.7	<1	8.7	180
8月25日	10:30	>50	23.6	28.0	0.017	無色	弱:川藻臭	7.4	0.6	<1	8.2	240
9月16日	9:40	>50	21.8	26.6	0.024	無色	無臭	7.2	<0.5	1	7.9	200
10月12日	9:55	>50	18.7	20.8	0.15	淡:黄緑色	弱:川藻臭	7.3	<0.5	<1	9.8	190
11月8日	10:30	>50	15.2	17.4	0.006	無色	弱:川藻臭	7.2	<0.5	<1	9.7	210
12月8日	10:10	>50	10.0	9.0	0.008	淡:黄緑色	弱:川藻臭	7.2	0.5	<1	7.8	160
1月16日	9:30	－	－	－	－	-	-	-	-	-	-	-
2月9日	10:30	－	－	－	－	-	-	-	-	-	-	-
3月9日	9:30	－	－	－	－	-	-	-	-	-	-	-
平均値	－	>50	18.8	21.8	0.041	－	－	-	<0.5	<1	9.3	170
最大値	－	>50	24.8	28.0	0.15	－	－	-	1.0	1	11.8	240
最小値	－	>50	10.0	9.0	0.006	－	－	-	<0.5	<1	7.9	120

定量下限未満(<)を含む平均値は、定量下限未満の測定値を0として算出

（２）空堀川水環境確保対策会水質調査

昭和 52 年 6 月、県際河川（柳瀬川、黒目川など）の浄化対策の推進を図ることを目的として、東京都と関係各市により荒川水系県際河川浄化対策協議会が発足し

清瀬市は柳瀬川空堀川流域連絡会に属しました。

さらに、平成 5 年 6 月 1 日には空堀川流域 4 市（武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市）で空堀川水質浄化対策会（現 空堀川水環境確保対策会）を結成し、引き続き年 4 回の調査と年 1 回通日調査を実施しています。又、親と子の環境教室の開催等による河川浄化の普及啓発活動や河川浄化に向けて関係機関への要請活動なども実施しています。

〇空堀川通日調査（24 時間）

空堀川の各調査項目の把握をすることを目的として、通日調査を実施しました。

まず、BOD（生物化学的酸素要求量）濃度については、0.5mg/L 未満となっており、水質は良い状態であるといえます。

流量については、昭和 58 年度の 0.869 ㎥/s をピークに平均流量は減少傾向です。

これは、下水道の整備の普及に伴い流域各市の水洗化が高まったことなどが要因と考えられます。下水道が普及すると汚濁負荷量は改善されつつも、流量は減少しつづけることが考えられます。このようなことから、河川維持用水の確保が大きな課題となっています。

〇空堀川通日調査結果2023（令和5）年度

調査場所 ： 清瀬市【上流部（野塩四丁目・前原橋付近）】

項目／月日	採取時刻	天候	気温（℃）	水温（℃）	色相	臭気	透視度（㎝）	流量（㎥/秒）	水素イオン濃度（pH）※	溶存酸素量（DO）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）
11月14日	10:00	晴	11.5	14.5	無色	無臭	＞50	0.003	6.9	8.4	＜0.5	＜1
	12:00	晴	16.2	15.2	無色	無臭	＞50	0.003	6.8	8.2	＜0.5	＜1
	14:00	晴	18.0	15.0	無色	無臭	＞50	0.003	7.0	8.1	＜0.5	＜1
	16:00	晴	17.2	15.0	無色	無臭	＞50	0.003	6.9	7.6	＜0.5	＜1
	18:00	晴	18.0	14.0	（無色）	無臭	（＞50）	0.003	6.7	7.9	＜0.5	＜1
	20:00	晴	13.8	14.0	（無色）	無臭	（＞50）	0.003	6.8	7.8	＜0.5	＜1
	22:00	晴	11.8	14.0	（無色）	無臭	（＞50）	0.003	6.6	7.5	0.5	＜1
11月15日	0:00	雨	11.0	13.8	（無色）	無臭	（＞50）	0.003	6.5	7.5	0.5	＜1
	3:00	曇	10.4	14.0	（無色）	無臭	（＞50）	0.003	6.5	7.5	0.5	＜1
	6:00	曇	9.8	14.0	無色	無臭	＞50	0.003	6.6	7.8	＜0.5	＜1
	8:00	曇	10.2	14.0	無色	無臭	＞50	0.003	7.0	7.7	＜0.5	＜1
	10:00	曇	13.2	14.8	無色	無臭	＞50	0.003	7.1	7.7	＜0.5	＜1
平 均			13.4	14.4	－	－	－	0.003	6.8	7.8	0.5	＜1

※色相,透視度の（　　）は、電灯を介して見たもの。

※負荷量（BOD及びSS）について、「0.1未満」の値は、「－」として表記しています。

３．騒音・振動

騒音･振動の発生源には､工場や事業場などの生産設備、建設工事、自動車や鉄道などの交通機関があります。また、近年､飲食店などの営業に伴う騒音､一般家庭の日常生活から出る騒音なども問題となっています。

一般に騒音とは｢好ましくない音｣､｢不必要な音｣の総称で､同じ音でも好ましくないという人もいれば､気にならないという人もいるなど､心理的､主観的な面が大きいようです。

多くの人が騒音とする音として、

① 概して大きい音
② 音色の不快な音
③ 音声聴取を妨害する音
④ 休養や安眠を妨害する音
⑤ 勉強や事務の能力を妨げる音

などがあります。

騒音は､会話や睡眠を妨害するなどの影響を与えるほか、不快感や気分を不安定にするなど精神面への影響をもたらします。

振動は、工場や事業場の機械の稼動、建設工事、大型車の通行などによる地盤の振動が建物に伝わることにより影響が発生し、物的被害が生ずることもあります。

○音の大きさ

人間の耳で感じる音の大きさは、同じ物理的な強さの音でも周波数の高低により、異なった強さの音に聞こえることがあります。

そこで､人間の耳に感じる音の大きさに近似させた量を測定できる騒音計が定められていて、この騒音計を用いて測定した数値を騒音レベルといい、単位としては「デシベル（dB)」が使われます。

○振動の大きさ

振動の大きさは､その振幅や速度などで決まります｡人体への感じ方は複雑なので、人体感覚に合うように補正した振動計が定められており、この単位として｢デシベル（dB）｣を用います｡

○騒音の大きさのめやす

騒音の大きさ	具　　体　　例
120 デシベル	飛行機のエンジンの近く、近くの落雷
110 デシベル	自動車のクラクション（直近）
100 デシベル	電車が通るガード下、地下鉄の構内
90 デシベル	カラオケ音（店内中央）、犬の鳴き声（直近）
80 デシベル	走行中の電車内、救急車のサイレン（直近）、パチンコ店内
70 デシベル	高速走行中の自動車内、 騒々しい事務所の中、セミの鳴き声（直近）
60 デシベル	走行中の自動車内、普通の会話、デパート店内
50 デシベル	家庭用エアコンの室外機（直近）、静かな事務所の中
40 デシベル	閑静な住宅地の昼、図書館内
30 デシベル	深夜の郊外、鉛筆での執筆音
20 デシベル	木の葉の触れ合う音、雪の降る音

○振動の大きさのめやす

振動の大きさ	震度階級	人の体感や行動
55 デシベル以下	0（無感）	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
55～65 デシベル	1（微震）	室内で静かにしている人には、揺れをわずかに感じる人がいる。
65～75 デシベル	2（軽震）	室内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。
75～85 デシベル	3（弱震）	室内にいるほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目を覚ます。
85～95 デシベル	4（中震）	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目を覚ます。
95～105 デシベル	5 弱（強震）	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
	5 強（強震）	大半の人が物につかまらないと歩くことが難しいなど行動に支障を感じる。
105～110 デシベル	6 弱（烈震）	立っていることが困難になる。
	6 強（烈震）	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ動くこともできず飛ばされることもある。
110 デシベル以上	7（激震）	

※上記は目安であり、その場の状況や条件等により感じ方や大きさは違い、あくまでも参考。

（1）主要道路の騒音･振動調査

道路交通に伴う騒音･振動には、騒音規制法、振動規制法に基づきそれぞれ「自動車騒音に係る要請限度」、「道路交通振動に係る要請限度」が設けられており、市町村長は、要請限度を超えることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。

清瀬市では、主要幹線道路の自動車交通等に起因する騒音・振動及び交通量の状況を把握し、今後の環境対策の資料とするため、小金井街道など市内 4 か所において、24 時間調査を毎年実施しています。

●調査場所

<table>
<tr><th>No.</th><th>調　査　場　所</th><th>住　　所</th><th>用　途　地　域</th></tr>
<tr><td>①</td><td>病　院　街　通　り</td><td>竹丘一丁目 17 番 9 号</td><td>第一種中高層住居専用地域</td></tr>
<tr><td>②</td><td>志　　木　　街　　道</td><td>中清戸一丁目 525 番地</td><td rowspan="2">第二種中高層住居専用地域</td></tr>
<tr><td>③</td><td>新 小 金 井 街 道</td><td>中清戸三丁目 306 番地</td></tr>
<tr><td>④</td><td>小　金　井　街　道</td><td>松山一丁目 13 番</td><td>商業地域</td></tr>
</table>

●騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度　　単位：デシベル

<table>
<tr><th rowspan="2">当てはめ地域</th><th rowspan="2">車線等</th><th colspan="2">時　間　の　区　分</th></tr>
<tr><th>昼間
(6 時～22 時)</th><th>夜間
(22 時～翌 6 時)</th></tr>
<tr><td>第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
商　業　地　域</td><td>近 接 区 域</td><td>75</td><td>70</td></tr>
</table>

※騒音の評価手法は、等価騒音レベルによる。

（測定時間内の騒音レベルのエネルギーを時間平均したもの）

●振動規制法の道路交通振動に係る要請限度　　単位：デシベル

<table>
<tr><th>測定対象道路</th><th>区域の区分</th><th colspan="2">時　間　の　区　分
8 時　昼間　19 時　夜間　翌 8 時</th></tr>
<tr><td rowspan="2">病　院　街　通　り
志　木　街　道
新 小 金 井 街 道</td><td rowspan="2">第二種住居地域</td><td>65</td><td>60</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">小　金　井　街　道</td><td rowspan="2">商業地域</td><td colspan="2">8 時　昼間　20 時　夜間　翌 8 時</td></tr>
<tr><td>70</td><td>65</td></tr>
</table>

○主要道路の騒音・振動測定結果 2023（令和 5）年度

調査期間：令和 6 年 1 月 11 日（木）10 時～1 月 12 日（金）10 時

①病院街通り（都道226号東村山・清瀬線） 竹丘一丁目17番9号

	時間帯	騒音実測時間		等価騒音レベル（dB）	等価騒音レベル	環境基準	要請限度
		開始時間	終了時間	L_{eq}	L_{eq} (dB)	(dB)	(dB)
騒音	昼間	10:00	10:10	62.6	63	70	75
		11:00	11:10	61.6			
		12:00	12:10	62.9			
		13:00	13:10	62.2			
		14:00	14:10	63.0			
		15:00	15:10	63.3			
		16:00	16:10	62.3			
		17:00	17:10	62.9			
		18:00	18:10	62.8			
		19:00	19:10	62.2			
		20:00	20:10	63.8			
		21:00	21:10	61.1			
	夜間	22:00	22:10	54.1	57	65	70
		23:00	23:10	57.9			
		0:00	0:10	55.9			
		1:00	1:10	56.1			
		2:00	2:10	57.4			
		3:00	3:10	56.9			
		4:00	4:10	47.8			
		5:00	5:10	59.9			
	昼間	6:00	6:10	59.0	63	70	75
		7:00	7:10	62.8			
		8:00	8:10	65.7			
		9:00	9:10	64.1			

	時間帯	騒音実測時間		振動レベル（dB）	振動レベル	要請限度
		開始時間	終了時間	L_{10}	L_{10} (dB)	(dB)
振動	昼間	10:00	10:10	49	49	65
		11:00	11:10	47		
		12:00	12:10	46		
		13:00	13:10	46		
		14:00	14:10	49		
		15:00	15:10	47		
		16:00	16:10	51		
		17:00	17:10	47		
		18:00	18:10	49		
	夜間	19:00	19:10	48	36	60
		20:00	20:10	48		
		21:00	21:10	48		
		22:00	22:10	38		
		23:00	23:10	39		
		0:00	0:10	25		
		1:00	1:10	29		
		2:00	2:10	32		
		3:00	3:10	16		
		4:00	4:10	16		
		5:00	5:10	35		
		6:00	6:10	44		
		7:00	7:10	51		
	昼間	8:00	8:10	54	49	65
		9:00	9:10	54		

※用途地域：第一種中高層住居専用地域

騒音の環境基準は「幹線道路を担う道路」の基準を適用

騒音の要請限度は近接区域の基準を適用

振動値の30dB未満は測定器の保証外

②志木街道（都道さいたま・東村山線）　中清戸一丁目525番地

	時間帯	騒音実測時間 開始時間	騒音実測時間 終了時間	等価騒音レベル（dB） L_{eq}	等価騒音レベル L_{eq} （dB）	環境基準 （dB）	要請限度 （dB）
騒音	昼間	10:00	10:10	65.0	65	70	75
		11:00	11:10	65.8			
		12:00	12:10	65.1			
		13:00	13:10	64.6			
		14:00	14:10	64.5			
		15:00	15:10	65.1			
		16:00	16:10	64.1			
		17:00	17:10	63.9			
		18:00	18:10	64.9			
		19:00	19:10	64.8			
		20:00	20:10	65.0			
		21:00	21:10	66.5			
	夜間	22:00	22:10	63.3	62	65	70
		23:00	23:10	61.4			
		0:00	0:10	60.0			
		1:00	1:10	62.2			
		2:00	2:10	58.6			
		3:00	3:10	62.2			
		4:00	4:10	61.0			
		5:00	5:10	63.5			
	昼間	6:00	6:10	66.1	65	70	75
		7:00	7:10	66.5			
		8:00	8:10	66.6			
		9:00	9:10	65.3			

	時間帯	騒音実測時間 開始時間	騒音実測時間 終了時間	振動レベル（dB） L_{10}	振動レベル L_{10} （dB）	要請限度 （dB）
振動	昼間	10:00	10:10	48	48	65
		11:00	11:10	51		
		12:00	12:10	53		
		13:00	13:10	49		
		14:00	14:10	46		
		15:00	15:10	52		
		16:00	16:10	47		
		17:00	17:10	44		
		18:00	18:10	44		
	夜間	19:00	19:10	44	42	60
		20:00	20:10	45		
		21:00	21:10	41		
		22:00	22:10	44		
		23:00	23:10	38		
		0:00	0:10	34		
		1:00	1:10	39		
		2:00	2:10	35		
		3:00	3:10	39		
		4:00	4:10	41		
		5:00	5:10	46		
		6:00	6:10	49		
		7:00	7:10	49		
	昼間	8:00	8:10	46	48	65
		9:00	9:10	48		

※用途地域：第二種中高層住居専用地域

騒音の環境基準は「幹線道路を担う道路」の基準を適用

騒音の要請限度は近接区域の基準を適用

振動値の30dB未満は測定器の保証外

③新小金井街道（主要地方道40号さいたま･東村山線） 中清戸三丁目306番地

	時間帯	騒音実測時間		等価騒音レベル（dB） L_{eq}	等価騒音レベル L_{eq} （dB）	環境基準 （dB）	要請限度 （dB）
		開始時間	終了時間				
騒音	昼間	10:00	10:10	59.9	60	70	75
		11:00	11:10	59.6			
		12:00	12:10	60.4			
		13:00	13:10	59.8			
		14:00	14:10	60.7			
		15:00	15:10	58.0			
		16:00	16:10	59.8			
		17:00	17:10	59.9			
		18:00	18:10	61.0			
		19:00	19:10	58.1			
		20:00	20:10	59.4			
		21:00	21:10	58.1			
	夜間	22:00	22:10	59.8	58	65	70
		23:00	23:10	56.7			
		0:00	0:10	57.9			
		1:00	1:10	56.4			
		2:00	2:10	52.6			
		3:00	3:10	57.0			
		4:00	4:10	58.5			
		5:00	5:10	60.2			
	昼間	6:00	6:10	61.2	60	70	75
		7:00	7:10	61.6			
		8:00	8:10	61.3			
		9:00	9:10	61.5			

	時間帯	騒音実測時間		振動レベル（dB） L_{10}	振動レベル L_{10} （dB）	要請限度 （dB）
		開始時間	終了時間			
振動	昼間	10:00	10:10	40	42	65
		11:00	11:10	40		
		12:00	12:10	43		
		13:00	13:10	43		
		14:00	14:10	39		
		15:00	15:10	41		
		16:00	16:10	45		
		17:00	17:10	42		
		18:00	18:10	41		
	夜間	19:00	19:10	37	38	60
		20:00	20:10	39		
		21:00	21:10	38		
		22:00	22:10	42		
		23:00	23:10	38		
		0:00	0:10	36		
		1:00	1:10	34		
		2:00	2:10	26		
		3:00	3:10	31		
		4:00	4:10	44		
		5:00	5:10	46		
		6:00	6:10	41		
		7:00	7:10	46		
	昼間	8:00	8:10	43	42	65
		9:00	9:10	48		

※用途地域：第二種中高層住居専用地域
　騒音の環境基準は「幹線道路を担う道路」の基準を適用
　騒音の要請限度は近接区域の基準を適用
　振動値の30dB未満は測定器の保証外

④小金井街道（主要地方道24号練馬・所沢線）　松山一丁目13番

<table>
<tr><td rowspan="2">騒音</td><td rowspan="2">時間帯</td><td colspan="2">騒音実測時間</td><td rowspan="2">等価騒音レベル（dB）L_{eq}</td><td>等価騒音レベル L_{eq}</td><td>環境基準</td><td>要請限度</td></tr>
<tr><td>開始時間</td><td>終了時間</td><td colspan="3">（dB）</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="12">昼間</td><td>10:00</td><td>10:10</td><td>66.2</td><td rowspan="12">64</td><td rowspan="12">70</td><td rowspan="12">75</td></tr>
<tr><td></td><td>11:00</td><td>11:10</td><td>65.1</td></tr>
<tr><td></td><td>12:00</td><td>12:10</td><td>64.4</td></tr>
<tr><td></td><td>13:00</td><td>13:10</td><td>63.8</td></tr>
<tr><td></td><td>14:00</td><td>14:10</td><td>63.7</td></tr>
<tr><td></td><td>15:00</td><td>15:10</td><td>64.1</td></tr>
<tr><td></td><td>16:00</td><td>16:10</td><td>64.6</td></tr>
<tr><td></td><td>17:00</td><td>17:10</td><td>61.9</td></tr>
<tr><td></td><td>18:00</td><td>18:10</td><td>65.1</td></tr>
<tr><td></td><td>19:00</td><td>19:10</td><td>61.8</td></tr>
<tr><td></td><td>20:00</td><td>20:10</td><td>62.5</td></tr>
<tr><td></td><td>21:00</td><td>21:10</td><td>60.4</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="8">夜間</td><td>22:00</td><td>22:10</td><td>63.1</td><td rowspan="8">63</td><td rowspan="8">65</td><td rowspan="8">70</td></tr>
<tr><td></td><td>23:00</td><td>23:10</td><td>62.5</td></tr>
<tr><td></td><td>0:00</td><td>0:10</td><td>61.6</td></tr>
<tr><td></td><td>1:00</td><td>1:10</td><td>62.4</td></tr>
<tr><td></td><td>2:00</td><td>2:10</td><td>62.3</td></tr>
<tr><td></td><td>3:00</td><td>3:10</td><td>62.2</td></tr>
<tr><td></td><td>4:00</td><td>4:10</td><td>64.9</td></tr>
<tr><td></td><td>5:00</td><td>5:10</td><td>65.5</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="4">昼間</td><td>6:00</td><td>6:10</td><td>66.7</td><td rowspan="4">64</td><td rowspan="4">70</td><td rowspan="4">75</td></tr>
<tr><td></td><td>7:00</td><td>7:10</td><td>64.8</td></tr>
<tr><td></td><td>8:00</td><td>8:10</td><td>64.8</td></tr>
<tr><td></td><td>9:00</td><td>9:10</td><td>66.4</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">振動</td><td rowspan="2">時間帯</td><td colspan="2">騒音実測時間</td><td>振動レベル（dB）</td><td>振動レベル</td><td>要請限度</td></tr>
<tr><td>開始時間</td><td>終了時間</td><td>L_{10}</td><td>L_{10}</td><td>（dB）</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="9">昼間</td><td>10:00</td><td>10:10</td><td>55</td><td rowspan="9">48</td><td rowspan="9">70</td></tr>
<tr><td></td><td>11:00</td><td>11:10</td><td>49</td></tr>
<tr><td></td><td>12:00</td><td>12:10</td><td>49</td></tr>
<tr><td></td><td>13:00</td><td>13:10</td><td>50</td></tr>
<tr><td></td><td>14:00</td><td>14:10</td><td>47</td></tr>
<tr><td></td><td>15:00</td><td>15:10</td><td>48</td></tr>
<tr><td></td><td>16:00</td><td>16:10</td><td>48</td></tr>
<tr><td></td><td>17:00</td><td>17:10</td><td>47</td></tr>
<tr><td></td><td>18:00</td><td>18:10</td><td>43</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="13">夜間</td><td>19:00</td><td>19:10</td><td>44</td><td rowspan="13">47</td><td rowspan="13">65</td></tr>
<tr><td></td><td>20:00</td><td>20:10</td><td>46</td></tr>
<tr><td></td><td>21:00</td><td>21:10</td><td>43</td></tr>
<tr><td></td><td>22:00</td><td>22:10</td><td>47</td></tr>
<tr><td></td><td>23:00</td><td>23:10</td><td>47</td></tr>
<tr><td></td><td>0:00</td><td>0:10</td><td>45</td></tr>
<tr><td></td><td>1:00</td><td>1:10</td><td>45</td></tr>
<tr><td></td><td>2:00</td><td>2:10</td><td>47</td></tr>
<tr><td></td><td>3:00</td><td>3:10</td><td>47</td></tr>
<tr><td></td><td>4:00</td><td>4:10</td><td>53</td></tr>
<tr><td></td><td>5:00</td><td>5:10</td><td>52</td></tr>
<tr><td></td><td>6:00</td><td>6:10</td><td>51</td></tr>
<tr><td></td><td>7:00</td><td>7:10</td><td>51</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">昼間</td><td>8:00</td><td>8:10</td><td>49</td><td rowspan="2">48</td><td rowspan="2">70</td></tr>
<tr><td></td><td>9:00</td><td>9:10</td><td>48</td></tr>
</table>

※用途地域：商業地域
　騒音の環境基準は「幹線道路を担う道路」の基準を適用
　騒音の要請限度は近接区域の基準を適用
　振動値の30dB未満は測定器の保証外

○主要道路騒音の経年変化

①病院街通り

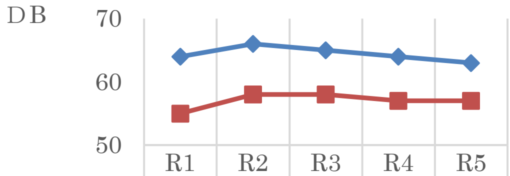

	R1	R2	R3	R4	R5
昼間	64	66	65	64	63
夜間	55	58	58	57	57

②志木街道

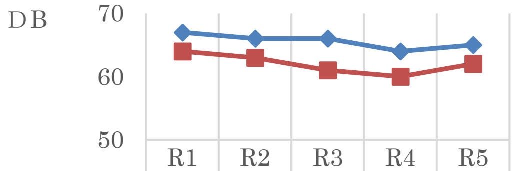

	R1	R2	R3	R4	R5
昼間	67	66	66	64	65
夜間	64	63	61	60	62

③新小金井街道

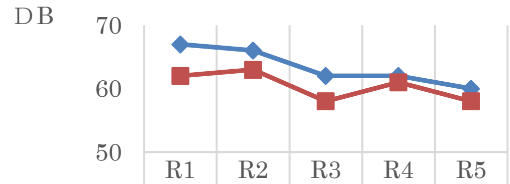

	R1	R2	R3	R4	R5
昼間	67	66	62	62	60
夜間	62	63	58	61	58

④小金井街道

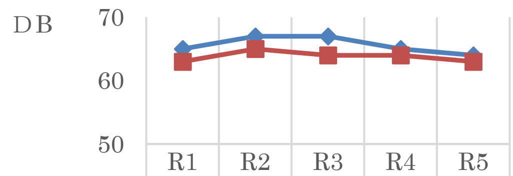

	R1	R2	R3	R4	R5
昼間	65	67	67	65	64
夜間	63	65	64	64	63

○主要道路振動の経年変化

①病院街通り

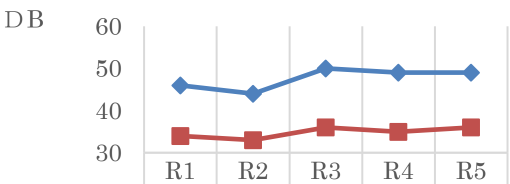

	R1	R2	R3	R4	R5
昼間	46	44	50	49	49
夜間	34	33	36	35	36

②志木街道

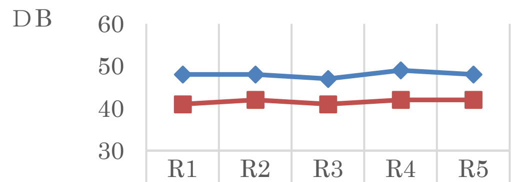

	R1	R2	R3	R4	R5
昼間	48	48	47	49	48
夜間	41	42	41	42	42

③新小金井街道

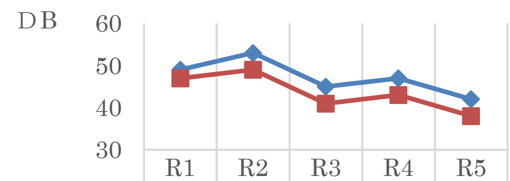

	R1	R2	R3	R4	R5
昼間	49	53	45	47	42
夜間	47	49	41	43	38

④小金井街道

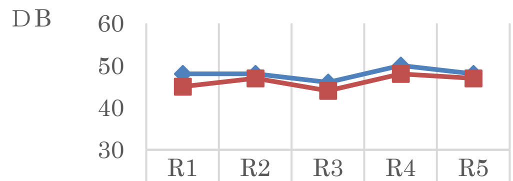

	R1	R2	R3	R4	R5
昼間	48	48	46	50	48
夜間	45	47	44	48	47

○主要道路交通量調査結果 2023（令和 5）年度

令和6年1月11日（木）10時～1月12日（金）10時　　単位：台

方向	①病院街通り			②志木街道			③新小金井街道			④小金井街道		
測定時間	清瀬駅方面	東村山方面	合計	新座方面	東村山方面	合計	新座方面	東村山方面	合計	新座方面	小金井方面	合計
10～11	114	90	204	318	366	684	144	276	420	168	264	432
11～12	126	84	210	342	402	744	198	252	450	246	150	396
12～13	96	198	294	288	306	594	150	264	414	234	258	492
13～14	126	150	276	348	306	654	246	180	426	252	192	444
14～15	144	114	258	336	360	696	276	192	468	222	276	498
15～16	174	168	342	300	354	654	234	228	462	210	282	492
16～17	102	138	240	246	312	558	264	336	600	234	180	414
17～18	114	150	264	282	414	696	252	300	552	228	228	456
18～19	96	222	318	336	348	684	330	324	654	174	174	348
19～20	90	84	174	270	294	564	258	240	498	144	198	342
20～21	66	126	192	204	288	492	216	222	438	204	144	348
21～22	24	54	78	132	132	264	198	222	420	96	144	240
22～23	24	24	48	108	144	252	162	186	348	126	84	210
23～24	24	24	48	60	48	108	108	132	240	48	126	174
0～1	18	6	24	18	60	78	30	48	78	36	48	84
1～2	0	18	18	54	36	90	30	36	66	36	54	90
2～3	12	36	48	12	30	42	24	18	42	24	30	54
3～4	0	18	18	48	48	96	36	24	60	30	54	84
4～5	12	0	12	36	54	90	72	66	138	54	78	132
5～6	6	54	60	114	60	174	102	126	228	144	234	378
6～7	42	30	72	228	234	462	270	270	540	180	258	438
7～8	96	48	144	354	336	690	192	354	546	210	192	402
8～9	240	198	438	390	408	798	360	336	696	96	216	312
9～10	186	120	306	324	306	630	252	312	564	168	150	318
合計	1,932	2,154	4,086	5,148	5,646	10,794	4,404	4,944	9,348	3,564	4,014	7,578

※交通量は毎正時10分間の数値を6倍して1時間値とした。

○主要道路交通量の経年変化

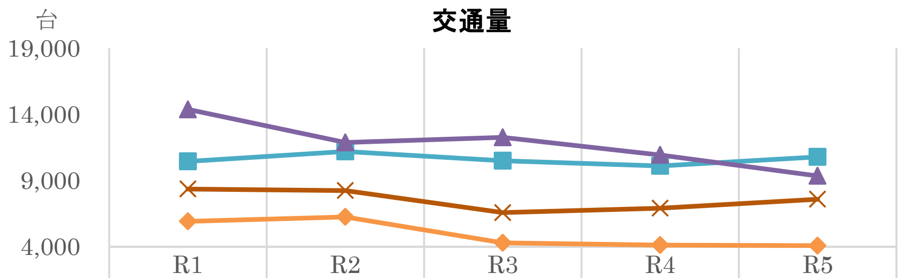

	R1	R2	R3	R4	R5
①病院通り	5,910	6,252	4,290	4,122	4,086
②志木街道	10,440	11,196	10,494	10,104	10,794
③新小金井街道	14,376	11,868	12,252	10,920	9,348
④小金井街道	8,358	8,250	6,582	6,906	7,578

（２）自動車騒音常時監視

自動車騒音常時監視とは、騒音規制法第 18 条に基づき都道府県等が自動車騒音の状況を経年的に統計立てて監視することが必要不可欠であるとして、平成 10 年の騒音規制法改正時に新設されました。

清瀬市では、平成 24 年度から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、常時監視を行っています。市内 8 路線を 5 年間でローテーションし調査します。

本業務は、市内において自動車騒音の状況について、年 1 回 24 時間調査を環境省が配布する面的評価支援システムを使用して行っています。

●調査期間 ： 令和 6 年 1 月 29 日（月）13 時～令和 6 年 1 月 30 日（火）13 時

●調査区間

路線名	評価区間住所		評価区間延長	車線数
	始　　点	終　　点		
関越自動車道	清瀬市旭が丘 2-6-1	清瀬市下宿 2-666	1.0	6
練馬所沢線	清瀬市上清戸 1-1-18	清瀬市中里 2-1446	2.2	2

〇道路近傍騒音調査結果

路線名	測定地点の住所	車線数	等価騒音レベル（dB）			
			昼　　間		夜　　間	
			測定値	環境基準	測定値	環境基準
関越自動車道	清瀬市下宿 2-666	2	59	70	56	65
練馬所沢線	清瀬市元町 2-24	2	68	70	66	65

〇面的評価結果

路線名	住居等戸数	昼間･夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼間・夜間とも基準値超過	
		戸数（戸）	割合（%）	戸数（戸）	割合（%）	戸数（戸）	割合（%）	戸数（戸）	割合（%）
都道府県道	7,387	7,152	96.8	175	2.4	0	0.0	60	0.8

４． 地盤沈下

地盤沈下とは、地下水を過剰に汲み上げることによって地下水位（水圧）が下がり、それが地層の収縮をもたらし、地表面が徐々に沈下していく現象をいいます。一度沈下した地表はもとに戻ることはほとんどなく、しかも、沈下は広範囲にわたるという特徴があります。

東京都では、かつて、地下水の過剰な汲み上げによる激しい地盤沈下が発生し、生活への大きな被害を受けるとともに、対策のために経済的損失を被りました。地盤沈下を再発させないため、地下水揚水は「工業用水法」「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「東京都環境確保条例」によって規制しています。

令和 5 年の地盤沈下状況を概察すると、区部、多摩地域ともに 2 ㎝以上沈下した地域はありませんでした。
1 ㎝以上沈下した地域は多摩地域での 1.4 ㎢であり、最大沈下量は国分寺市本多一丁目にある水準基標、国分の 1.31 ㎝である。なお、前年の令和 4 年に 1 ㎝以上沈下したのは多摩地域の国分市の 0.6 ㎢であり、最大沈下量は 1.12 ㎝

参照：東京都建設局「地盤沈下調査報告書」

（1）地盤の変動状況

清瀬市には、昭和 48 年に地盤沈下を測定する水準基標が 8 か所、設置されました。令和 6 年及び令和 5 年においては、下表のとおり測定が行われております。

測定が開始された昭和 48 年に、下清戸二丁目の長命寺で 21.65 ㎝の沈下量が示され、当時、大きな話題となりました。この沈下量は、多摩地域での過去における最大沈下量となっています。清明小学校内の変動量の数値（-38.5）については、地盤沈下以外の周辺環境の影響を大きく受けていると考えられるため、地盤沈下の数値ではないと見做しています。

○水準基標設置場所の地盤沈下量

基準日　令和 6 年 1 月 1 日

No.	水 準 基 標 の 所 在 地	住　　所	東京湾 平均海面 (T.P.)m	霊岸島 量水標 (A.P.)m	変動量 (mm/年)
1	N 宅土蔵脇	中清戸二丁目	48.5510	49.6854	-1.5
2	清明小学校内	旭が丘二丁目	30.1591	31.2935	-38.5
3	八雲神社前	下清戸五丁目	43.2181	44.3525	-1.6
4	清瀬小学校内	中里五丁目	46.4234	47.5578	＋0.9
5	芝山小学校内	元町二丁目	54.7076	55.8420	-
6	都営野塩団地内	野塩二丁目	45.3930	46.5272	＋0.2
7	都・清瀬地盤沈下観測所内	中清戸四丁目	43.8756	45.0100	＋0.5

基準日　令和 5 年 1 月 1 日

No.	水 準 基 標 の 所 在 地	住　　所	東京湾 平均海面 (T.P.)m	霊岸島 量水標 (A.P.)m	変動量 (mm/年)
1	N 宅土蔵脇	中清戸二丁目	48.5525	49.6869	＋5.1
2	清明小学校内	旭が丘二丁目	30.1976	31.3320	-9.4
3	八雲神社前	下清戸五丁目	43.2197	44.3541	＋4.6
4	清瀬小学校内	中里五丁目	46.4234	47.5578	＋4.3
5	芝山小学校内	元町二丁目	54.7076	55.8420	-
6	都営野塩団地内	野塩二丁目	45.3928	46.5272	＋1.8
7	都・清瀬地盤沈下観測所内	中清戸四丁目	43.8751	45.0095	＋4.3

※変動量は、前年基準日からの 1 年間の沈下(-)、隆起(+)を表しています。

（令和 6 年 1 月 1 日東京湾平均海面）-（令和 5 年 1 月 1 日東京湾平均海面）＝変動量

参照：東京都建設局「水準基標測量成果表」

（２）地下水揚水量

東京都は、環境確保条例に基づき、昭和 46 年から一定規模以上の揚水施設の設置者に揚水量の測定及び報告を義務付けてきました。平成 13 年以降は吐出口断面積の合計が 21㎝^{2}以上の揚水施設設置者に加え「揚水機出力 300 ワットを超える揚水施設設置者」も揚水量を報告するとしているため、揚水量報告集計値を揚水量としています。

令和 4 年の都内の揚水量は、一日平均約 29 万㎥でした。そのうち区部は一日平均約 2 万 7 千㎥、多摩地域は一日平均約 26 万 3 千㎥となりました。

都内揚水量における多摩地域の揚水量が圧倒的に多い要因は、上水道等として使われている為で､令和 4 年の多摩地域での上水道等の揚水量は約 18 万㎥/日でした。

清瀬市の揚水量は､昭和 50 年までは約 1 万 5 千㎥/日ありましたが、昭和 51～52 年に地下水主体の水道水を 10%利根川主体の河川水に切り替えた為､揚水量は大幅に減少して､令和 4 年の揚水量は 900 ㎥/日程度でした。

〇市内工場及び指定作業に係る地下水揚水量調査結 2022(令和 4)年度

	工　場	指定作業場	その他	合　計
施　　設　　数	1	17	20	38
日　平　均（㎥/日）	25	43	10	79

参照：東京都「都内の地下水揚水の実態」

※この報告書での作成時点で、地下水揚水量データについては、東京都の令和 4 年度までのデータを掲載していることから、本項目については、令和 4 年度の掲載をしている。

５．法令に基づく届出状況

環境確保条例、騒音規制法等、公害関係法令に基づき以下の認可・届出が義務付けられています。市では、これらの受付審査を行なっています。

〇都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

ばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・騒音・振動・悪臭などの公害を発生させる工場全体を規制対象としています。工場設置者は、規制基準を遵守し、設置・変更の際には事前に認可を受けなくてはいけません。

また、工場でなくとも公害を防止する必要のある事業場を指定作業場として定め、指定作業場設置者は、工場と同様に届出が必要となります。

〇騒音規制法・振動規制法

著しい騒音・振動を発生する特定の施設を特定施設とし、これを設置する工場又は事業場を特定工場等といい、指定地域内に特定施設を設置する者は、規制基準の遵守及び設置・変更の際には事前に届出を行わなくてはなりません。

また、建設工事として行われる作業で、著しい騒音や振動を発生させる作業を特定建設作業としています。

〇大気汚染防止法

大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければならないとされています。

法律・条例	届出内容
環境確保条例	・工場及び指定作業場の規制に関する届出 ・化学物質の適正管理に関する届出 ・土壌及び地下水の汚染の防止に関する届出 ・石綿飛散防止方法等計画届出 ・地下水揚水施設設置届出
騒音規制法・振動規制法	・特定施設（騒音・振動）の規制に関する届出 ・特定建設作業（騒音・振動）の規制に関する届出
大気汚染防止法	・特定粉じん排出等作業実施届出 ・石綿事前調査結果報告

以上のほか、水質汚濁防止法、建設リサイクル法、土壌汚染対策法による届出が義務付られており、これらは東京都で受付審査が行なわれています。

（１） 工場数等の現状

①工場届出数

工　場　数	185件

②指定作業場届出数と分類

指定作業場数	249件
種類	事業場数(内訳)
レディミクストコンクリート製造場	
自動車駐車場	131
自動車ターミナル	1
ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド	5
自動車洗車場	1
ウエスト・スクラップ処理場	1
廃棄物の積替え場所又は保管場所	
セメントサイロ	
材料置場	22
死亡獣畜取扱場	
と畜場	
畜舎	15
青写真の作成用施設	
工業用材料薬品の小分け用施設	
有害ガスを使用する食物の燻蒸場	
めん類製造場	1
豆腐又は煮豆製造場	16
砂利採取場	
洗濯施設	32
廃油処理施設	
汚泥処理施設	
し尿処理施設	
汚水の処理施設	
下水処理場	
暖房用熱風炉	
ボイラー	22
ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関	
焼却炉	
揚水施設を有する事業場及び公衆浴場	2
水道施設、工業用水道施設等のうち、沈殿又はろ過施設	
病院	
科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場	

（２） 法令に基づく事務処理状況

① 環境確保条例

単位：位

区　　　　　分	件　　　数
指定作業場設置届	0
指定作業場変更届	1
指定作業場廃止届	0
地下水揚水施設設置及び変更届	1
公害防止管理者選任及び解任届	0
適正管理化学物質使用量等報告書	5
土壌汚染状況調査報告	2
地下水揚水量報告	38
石綿含有建築物解体等工事施工計画届	2
合　　　　　計	49

② 騒音規制法

単位：位

区　　　　　分	件　　　数
特定施設の種類及び能力ごとの数変更届	1
氏名等変更届	1
特定施設使用全廃届	0
特定建設作業実施届	31
特定施設設置届	1
合　　　　　計	34

③ 振動規制法

単位：位

区　　　　　分	件　　　数
特定施設の種類及び能力ごとの数変更届	1
氏名等変更届	1
特定施設使用全廃届	0
特定建設作業実施届	22
特定施設設置届	0
合　　　　　計	24

④ 大気汚染防止法

単位：位

区　　　　　分	件　　　数
特定粉じん排出等作業実施届	2
合　　　　　計	2

６．公害苦情

清瀬市には、各種の公害苦情が寄せられます。苦情処理においては、適切な解決を図るために被害申立者と発生源者双方の主張を聞き、現場調査を行ない、被害の状況及び発生源の状況を確認し、適切な処理に努めています。

公害に関する問い合わせ件数　（単位：件）

	R1	R2	R3	R4	R5
騒音	19	31	24	25	24
振動	0	0	3	3	6
悪臭	6	12	11	4	3
ばい煙	0	0	0	0	0
野外焼却	31	33	25	15	16
粉じん	0	2	1	2	2
汚水	0	0	0	0	0
動物	48	97	48	32	16
その他	38	62	67	67	47
合計	142	237	179	148	114

※動物は犬猫等の苦情を含む

７．環境啓発事業

清瀬市では、市民団体やボランティア、行政が一体となって「きよせの環境・川まつり」において、環境保全の大切さを啓発しています。

親と子の環境教室では、広く環境に関して学習し、関心と認識を高めることを目的として、水辺環境や環境関連施設の見学等を年１回実施しています。

事 業 名	実施日・場所	実施結果
きよせの環境・川まつり	令和５年７月22日（土） 台田運動公園柳瀬川河川区域	開催
親と子の環境教室	令和５年８月４日（金） 埼玉県　川の博物館	開催
環境調査の概要（令和５年度版）発行	大気汚染、水質汚濁、自動車騒音等について、令和５年度のデータを中心にとりまとめ。	HP 掲載

〒204-8511
清瀬市中里五丁目 842 番地
代表：042-492-5111（内線 3315・3316）
直通：042-497-2099
清瀬市　市民環境部　環境課　環境政策係